

Bitcoin と資金洗浄 (2)

Dr. Karl-Friedrich Lenz

I. はじめに

本稿は Bitcoin と資金洗浄の関係を論じることを目的とする。数年前に、FATF の 2015 年報告および当時の E U の資金洗浄規制の改正を機会に、一度この問題について論じたため¹、表題に「(2)」を入れている。

FATF とは、Financial Action Task Force の略である。資金洗浄の共通の対策を議論した上に、加盟国に対して適切な政策について勧告を行うことを課題としている国際組織である。

今回も、FATF の動きと E U の改正が再度の検討の理由の一つである。FATF は 2018 年 10 月の決議²で従来の勧告に変更を加えた。E U は、2018 年に資金洗浄関連の規制を改正した³際、初めて仮想通貨に関する規定を取り入れた。

これらの動きの趣旨が一致している。一言で紹介すると、今のところ Bitcoin に対する極端な取締りを見送りにして、今後の継続審議の対象にされた。

本稿では、先に Bitcoin の最近の動きを検討する（資金洗浄に関連するものを中心に）。その後、FATF 決議・E U の改正の順に、紹介・検討する。最後は、前回に続いて、立法論で配慮すべき点を検討する。

I I. Bitcoin の動き

Bitcoin が 2009 年 1 月 3 日に動き出してから、最近、10 周年を迎えた。純金の数千年の歴史と比較して、未だ歴史が浅いが、この僅か 10 年の間に、既に相当程度、成長してきた。特に資金洗浄関連では、以下の統計を把握する必要がある（2019 年 2 月現在）。

第一、違法な目的で行われている bitcoin 支払の総計が全体の 1 % 未満である事実⁴は、資金洗浄を議論する際に重要である。当該率は、2012 年に 6% 程度を最高記録に、

¹ Lenz, Bitcoin と資金洗浄 — E U の 2015 年資金洗浄立法および F A T F の 2015 年報告 (Guidance) を中心に、青山法務研究論集 11 号 (2016 年) 1-22。

² FATF, Regulation of virtual assets, 2018 年 10 月 19 日, k-lenz.de/k1608。

³ 2018 年 5 月 30 日の指令 2018/843, Directive (EU) 2018/843 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 amending Directive (EU) 2015/849 on the prevention of the use of the financial system for the purposes of money laundering or terrorist financing, and amending Directives 2009/138/EC and 2013/36/EU (Text with EEA relevance), k-lenz.de/k1251。

⁴ Kolly Cromley, Transactions On Bitcoin Network Continues At Brisk Pace In Darknet, 2019 年 1 月 19 日記事, k-lenz.de/kyc01。

その後、継続的に減少してきた。

すなわち、「犯罪対策のために Bitcoin を閉鎖」する政策は、99%以上も正当な使用方を阻止することになる。

第二、2019年2月2日現在、Bitcoinの一日平均取引残高（7日平均）は5億ドル程度を記録した。⁵Bitcoinの歴史はまだ浅い。発動から10年しかない。その10年の間に既に相当大きな支払を可能とするまで成長した。その支払の99%以上は、合法的な正当な使用である。

反面、FATFによると⁶資金洗浄の規模は、年間1.6兆ドルと推定されている。一日5億ドルの1%未満が犯罪関係取引とすれば、Bitcoinを使用する資金洗浄が一日500万ドル未満となる。年間18億ドル程度で、資金洗浄全体の0.1%程度になる。

国連の麻薬・犯罪部署（United Nations Office on Drugs and Crime）も、資金洗浄の規模を世界GDPの2から5%と推定している⁷。8000億ドルから2兆ドルの間の推定になる。最近数年の最大資金洗浄案件を紹介する記事⁸をみると、世界各国の銀行が1000億ドル単位の資金洗浄のために制裁を受けている。逆に、Bitcoinによる1000億ドル単位の資金洗浄に関する報告はない。資金洗浄の規模が特に大きい案件は、Wachovia銀行の最低3730億ドルの案件、HSBC銀行の6700億ドルの案件、Danske Bankの2000億ユーロの案件、Commerzbankの2500億ドル以上の案件が紹介されている。

すなわち、現状では、銀行中心の金融制度である。そのため、資金洗浄も、銀行中心に問題となる。Bitcoinが次の10年間も最初の10年間と同様に成長する場合、将来的には、銀行中心の資金洗浄の原状が変わる可能性があるが、今現在を基準に判断する場合、資金洗浄の主なリスクは従来金融機関にある。

犯罪者の立場でBitcoin使用を考えた場合、例えば誘拐犯罪の身代金としてbitcoin支払を受けた後に、当該bitcoinを法定通貨に両替したい場合、問題が発生する。被害者・警察は、当然ながら当該bitcoinの宛先を知っている。そのまま取引所で売る際、取引所使用に身元確認が必要となる限り、捜査機関に身元が把握されることになる。

その犯罪者のために、二次的な犯罪として、身元を確認しないままに、bitcoinを現金に両替する闇業者が出ることが予測される。現に、アメリカでこのようなサービスを大規模に提供した闇市場（darknet）上の業者がいた。

⁵ Blockchain.info 統計, k-lenz.de/kyc02。

⁶ FATF, How much money is laundered per year?, k-lenz.de/kyc03。

⁷ United Nations Office on Drugs and Crime, Money Laundering and Globalization, 2019年2月現在, k-lenz.de/kyc18。

⁸ Alan Katz, The Cost of Dirty Money, 2019年1月28日 Bloomberg 記事, k-lenz.de/kyc19。

しかし、実際は、当該活動したのは、アメリカの警察機関であった⁹。その結果、麻薬販売業者 40 名を逮捕する、2000 万ドルの売り上げを没収するに成功した。警察の立場で考えると、bitcoin を法定通貨に両替する過程を捜査の対象とすることができる分、最初から現金を使用する選択肢と比較して、bitcoin の使用は捜査側にして有利である。闇市場で誰も活動でくるが、警察も捜査活動の一つとして、闇市場で活動することができる。

また、前回は指摘した¹⁰が、Bitcoin 使用の場合には、犯罪者が監視されていないと勘違いしながら、実際は捜査機関に監視されている、捜査側にして理想的な状況は可能である。電話傍受の場合、捜査機関が傍受していることに気付いていないと同様である。従来の金融制度では、その状態が発生しない。現金以外は、常に監視される前提で動くことになる。

2018 年以降、Bitcoin の使い方として Lightning Network が普及してきた。現在、爆発的な成長率を記録している。Bitcoin それ自体を前提とするが、Bitcoin を基礎に動く新技術である。利用者数を無限に増やすことが可能である点、決済に必要な時間を秒単位に短縮できる点、支払手数料が激減する点は利点である。

第 1 層 (1st layer) の bitcoin 決済は、小規模の支払に使用すべきでない。制度の設計上、基礎登記簿 (blockchain) は極めて多くの参加者のコンピュータで同時に記録されることになる。コーヒー代の 500 円の決済のための支払記録を、これらの多数の関係者のコンピュータに永久に残す負担を世界に押し付けるべきでない¹¹。将来、Bitcoin を日頃の支払に使用する場合、Lightning が主流になる、と予測できる。そのため、基礎となる Bitcoin と資金洗浄の関係に加えて、Lightning と資金洗浄の関係も、課題となってくる。但し、今回の原稿では、この点については検討しない。Lightning がより成熟した別な時期での検討課題になる。

III. FATF の 2018 年 10 月決議

1. 決議の内容

以下は、FATF (Financial Action Task Force) の 2018 年 10 月 19 日の発表¹²を和訳した。

「(段落 1)。パリ、フランス、2018 年 10 月 19 日 – 仮想通貨と関連する金融サービス

⁹ Russel Brandom, Feds ran a bitcoin-laundering sting for over a year, 2018 年 6 月 27 日 The Verge 記事, k-lenz.de/k1186。

¹⁰ Lenz, Bitcoin と資金洗浄 – EU の 2015 年資金洗浄立法および FATF の 2015 年報告 (Guidance) を中心に, 青山法務研究論集 11 号 (2016 年) 1-22。

¹¹ Lenz, The Moral Case Against “Bitcoin Cash”, 2018 年 2 月 20 日ブログ発言。

¹² FATF, Regulation of virtual assets, 2018 年 10 月 19 日, k-lenz.de/k1608。

は、財務革新と効率化を促し、金融サービスへの参加を改善する可能性（強調は筆者による）を秘めているが、犯罪者やテロリストが収益を洗浄し、違法活動の財源を確保する手段にもなりうる。したがって、FATFはこの分野のリスクを積極的に監視し、2015年に仮想通貨に対する危険分析に関する報告（guidance）を発表した¹³。犯罪やテロに対する仮想通貨の使用を防止するために全加盟国が協調行動を取ることが緊急に必要である。

（段落2）FATF勧告は、仮想通貨を利用する金融活動を含め、あらゆる形態の財務活動に適用される資金洗浄とテロ資金調達に対抗するための包括的な要件を定めている。しかし、政府と民間企業は、FATF基準がこの分野でどのような活動に適用されているかを明確にするように求めている。危険分析では、資金洗浄とテロ資金調達の危険を特定し、その危険を緩和するための適切な措置を講じるように加盟国に要請している。これには、新製品または商業実務、およびFATF勧告で明示的に言及されていないその他の活動に関連する、不法な資金調達リスクの特定および緩和が含まれる。

（段落3）FATFは、仮想通貨の財務活動に関連する資金洗浄リスクに対する効果的な地球規模の危険分析の対応が緊急に必要であることを踏まえ、FATF勧告および用語集の変更を採択した。仮想通貨に関連する財務活動に当該勧告がどのように適用されるのか、明確になる。これらの変更により、「仮想通貨」および「仮想通貨サービス提供者」の新しい定義を追加した。取引所、特定のタイプの資産委託業者（wallet providers）、および初期仮想通貨発表（ICO, initial coin offering）の金融サービス提供者などが対象となる。これらの変更により、仮想通貨サービス提供者が継続的な監視、記録保持、疑わしい取引の報告などの顧客に関する注意義務を負うなど、資金洗浄規制の対象であることが加盟国によって確実に保証される。サービス提供者は、認可または登録され、遵守を確実にするために監視を受けるべきである。FATFは、これらの要件を仮想通貨に関連してどのように適用すべきかをさらに詳しく説明する予定である。

（段落4）すべての加盟国は、仮想通貨の悪用を防止するために法的かつ実践的な措置を緊急に講ずるべきである。これには、国内の仮想通貨に関連するリスクを評価し理解すること、仮想通貨サービス提供者に危険分析の資金洗浄規制を適用すること、および仮想通貨サービス提供者の危険分析の監視または監督を行う有効な制度を特定することが含まれる。いくつかの加盟国では、すでに2015年の指針に従って仮想通貨活動を規制している。FATF基準への今日の明確化は、既存の規制要件とほぼ同様である。FATFは、加盟国において、規制された活動のどの資金洗浄部類において規制する点について、柔軟に判断できる点を強調する。仮想通貨サービス提供者が金融機関、DNFBP（designated non-financial businesses and professions、指定された非金融企業・職業）、または別の特有の部類として規制する選択肢がある。

（段落5）FATFは、「仮想通貨」という用語を以下のように定義する。デジタル的に取引または移転され、支払媒体または投資目的で 사용할 ことができるデジタル表現を指す、との定義である。交換媒体として機能する価値のデジタル表現、計算単位、および/または価値の保存の手段である。FATFは、仮想通貨が法定通貨として指定された国の通貨で

¹³ 2015年FATF報告については、Lenz, Bitcoinと資金洗浄 — EUの2015年資金洗浄立法およびFATFの2015年報告（Guidance）を中心に、青山法務研究論集11号（2016年）1-22参照。

ある fiat (ラテン語で「命令による」との意味) 通貨(「現実通貨」,「実質通貨」または「国内通貨」)とは異なることを強調する。fiat 通貨は、ある国が法定通貨として指定した金銭である。

(段落 6) FATF 勧告では、資金洗浄規制の目的のためだけに審査または監督が必要であり、仮想通貨関連のサービス提供者が安定性または消費者/投資家保護手段の対象である(またはそうでなければならない)ことを暗示するものでも、消費者または投資家保護の保障措置を前提とするものではない。現時点では、ほとんどの加盟国の仮想通貨サービス提供者は、財務の安定性や投資家と消費者保護の目的で規制されていない。

(段落 7) FATF 勧告では、加盟国内のリスクと範囲(例えば、賭博が違法である場合のカジノなど)に基づいて特定の行為を禁止することができ、禁止が強制されていればその行為を規制する措置を講じる必要はない。**一部の国は、自らのリスク評価に基づいて仮想通貨を禁止することを決定する場合がある**(強調は筆者による)。

(段落 8) FATF は、仮想通貨の資金洗浄およびテロ資金提供のリスクを管理し、企業が自由に革新する健全な資金洗浄規制環境を構築するために、加盟国に明確化を提供する予定である。段階的アプローチの一環として、FATF は、仮想通貨サービス提供者を監督および監視することを含む、危険分析に関する更新報告(guidance)を準備する予定である。更に仮想通貨関連不正行為を特定し捜査するために警察当局に対する助言を提供する予定である。

(段落 9) FATF は、仮想通貨が提供する金融機能の範囲の急速な発展を踏まえて、**今後 12 ヶ月間に改訂された勧告および用語集に含まれる活動および業務の範囲を見直す予定である**(強調は筆者による)。FATF 規制の実効性を確保するために更なる変更が必要かどうかについて、検討する予定である。」

翻訳は、以上で終了となる。次は、検討を行う。

2. 検討

a) 概要

本件 FATF 決議が出ること自体は、2014 年に予測した¹⁴。Bitcoin と資金洗浄の関係は、当然に議論の課題になり、いずれ、FATF がこの問題について 2014 年から 10 年以内に勧告を決定することを予測したが、現に、今回の決議で、その予測が実現したことになる。そのためにも、今回の決議は大いに注目に値する。

今回の FATF 決議は、Bitcoin の全面的禁止を推奨しない。しかし、段落 7 では、個別加盟国が独自の危険評価に基づいて、禁止する政策もありうる、と認めている。さらに、段落 8 と 9 で継続的に審議を行い、場合によっては、今後、別な結論を出す可能性も残している。

世界規模で全面的禁止を推奨しないが、放置ではなく、一定の規制を整備することを推

¹⁴ Lenz, Bitcoin 規制の 10 年後, 青山法務研究論集第 9 号 (2014 年), 31-50。

奨めている。Bitcoin 取引所・Bitcoin 委託業者などを、従来の金融機関と同様に、規制が及ぶ対象にする提案である。後に説明するように、2018 年の E U 資金洗浄指令改正の内容と同様の考え方である。

そのため、今回は、Bitcoin は F A T F との全面的衝突を避けたことになる。但し、継続審議とされるため、次回も同様の結論になるとは限らない。

b) Bitcoin の利点

題 1 段落では、「財務革新と効率化を促し、金融サービスへの参加を改善する可能性を秘めています」を利点として挙げている。

前半はインターネットと比較して分かりやすい。従来の手紙より、メールは速度が速く費用が低い。同様に、特に国際送金については、Bitcoin は速度が速く費用が低い。2018 年から本格的に普及を始めた Lightning Network (Bitcoin の第 2 層, second layer) を使用すると、何時でも、世界の誰に対しても、ほとんど即時、ほとんど手数料ゼロで支払が可能である。筆者が実際に試した経験から報告すると、0.3 円のような微細金額の支払も、即時・無料で可能となっている¹⁵。

「資金洗浄」を理由に、Bitcoin 禁止政策に走る国は、20 年前に「ネットは児童ポルノの温床」を理由にインターネットを禁止する国と同様に、三流の国になり、国際競争力が激減する。日本は、当該政策を否定し、逆に「情報化社会」を目標にしてきた¹⁶。今現在、2013 年以降「世界最先端 I T 国家創造宣言」を閣議決定として採択し¹⁷、Bitcoin を禁止する三流国家の I T 政策を否定している。「世界最先端 I T 国家」を目指すならば、Bitcoin による劇的な効率増加は、注目に値する利点である。現に、2017 年以降の当該閣議決定で「BC 等技術」として、Bitcoin に注目している。「B C 等」は「Blockchain」を指す。「Blockchain」とは、Bitcoin の取引登記簿である。史上初めて、変更を加えることが誰にもできない登記簿である。通貨としての使用は、Bitcoin の最初の提案であるが、それ以外の多くの使用形態がある。

「効率増加」に続いて、F A T F の第 1 段落は「金融サービスへの参加」(financial inclusion) の可能性を挙げている。

現在の世界では、何十億人は、十分に金融サービスを受けることができない。日本のような先進国で当然として受ける銀行・保険会社・証券会社によるサービスを受けることが

¹⁵ Lenz, Having Fun at Satoshi's Place, 2018 年 6 月 17 日ブログ発言, k-lenz.de/kyc05 参照。

¹⁶ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法, 2000 年法律 104 号, k-lenz.de/k1713 参照。

¹⁷ 2013 年 6 月 14 日閣議決定, k-lenz.de/k336 ; 2014 年 6 月 24 日改定版, k-lenz.de/k568 ; 2015 年 6 月 30 日改訂版, k-lenz.de/k707 ; 2016 年 5 月 20 日改訂版, k-lenz.de/k946 ; 2017 年 5 月 30 日改訂版 k-lenz.de/k1086 ; 2018 年 6 月 15 日改訂版 k-lenz.de/k1666。

できない。この現状を改善することは、Bitcoin に期待されている。「financial inclusion」とは、当該改善を意味とする。

これらの利点だけでも、「世界規模で禁止」する政策は否定するに充分であるが、Bitcoin には更に以下の利点もある。

第一は、**自由と人権の促進効果**である。独裁国家・急激インフレの状況で不自由に生活している 40 億人程度の自由を促進することも期待されている¹⁸。

Bitcoin を創設した Satoshi Nakamoto は、ソフトウェア作成で自由を促進する思想 (Cypherpunk)¹⁹の支持者であった。この思想では、Bitcoin の最大目的は、自由と人権の促進にある。現に、その役割が大いに期待されている。そのため、Bitcoin 禁止を主張する者は、独裁の促進、自由の消滅を望んでいる、と評価すべきである。日本国憲法が要請する基本価値とは両立しない主張になる。

第二は、より優れた**健全な金銭 (sound money)**の可能性である。19 世紀までは、各国の通貨は、純金を根拠としてきた。円でも²⁰、ドルでも²¹同様に純金 1.5 グラムと定義されていた。Bitcoin は、他の全ての通貨とことなり、発効される数と日程が、予め固定されている。この点は、インフレに強い健全な通貨、19 世紀と同様に世界どこでも通用する通貨 (為替リスク消滅) を意味する²²。19 世紀の純金を根拠とする通貨よりは、Bitcoin はなお健全となる。純金の場合、値上がりに反応して採掘増加が可能であるが、Bitcoin の場合、値上がりしても、発行数増加はできない。また、純金は自分で管理しにくいいため、銀行などに預ける必要が Bitcoin よりある。銀行に預けた純金は、いつの間にか、借り出される。その結果、根拠となる純金の総数より大幅に多くの通貨が生まれることになる。

Bitcoin のこれらの利点は大きい。しかし、最大の利点は、以下の点である。

現時点では、可能性しかない。しかし、人類最大の問題に対抗するために、Bitcoin が貢献する可能性がある。

人類最大の問題は、当然ながら気候危機 (climate emergency) である²³。

CO₂を排出しないことが絶対必要、という状況である。そのために、世界規模の登記簿の存在が有意義となる可能性がある。詳細は、今後の検討課題となる。しかし、可能性

¹⁸ Alex Gladstein, Why Bitcoin Matters for Freedom, Time, 2018 年 12 月 28 日, k-lenz.de/k1711。

¹⁹ Wikipedia, Cypherpunk, k-lenz.de/kyc33 参照。

²⁰ Wikipedia, Japanese yen, k-lenz.de/kyc07 参照。

²¹ Wikipedia, United States dollar, k-lenz.de/kyc08 参照。

²² 詳しくは Saifedean Ammous, The Bitcoin Standard, The Decentralized Alternative to Central Banking, 2018 参照。

²³ Greta Thunberg, 'Our house is on fire', Greta Thunberg, 16, urges leaders to act on climate, Guardian, 2019 年 1 月 25 日, k-lenz.de/kyc09。

がある点だけは、ここで指摘すべきである²⁴。

c) 新たに規制対象となるサービス提供者

上記発表の段落3は、2018年版勧告²⁵の仮想通貨サービス提供者の定義を問題とする。追加された当該定義は、三つの場合を区粋している。

第一は、取引所である。その際、法定通貨と仮想通貨の取引を可能とする取引所に限定していない。仮想通貨同士のみ取引を対象とするものも、定義に含まれる。

全ての取引所を規制の対象とする結果、後に、ある取引所で購入されたある特定のbitcoinとある特定の購入者の連結情報を残すことが可能となる。逆に、ある特定のbitcoinを取引所で売った場合、売った人物を特定できる。当該bitcoinは例えば身代金等、犯罪で得た場合には、犯人特定が可能となる。

当該連結が可能となる時点、Bitcoinは、捜査側にして極めて都合の良い制度となる。Bitcoinの基礎登記簿(blockchain)は、永遠に削除されることなく、令状を要請することなく誰でも(捜査機関を含む)が何時でも閲覧、分析できる。

犯罪者の立場で考えた場合、犯罪の報酬・違法物品の購入のためにBitcoinを使用する場合、当該bitcoinを取引所で購入した場合には、これだけで身元特定が可能となる。逆にハッキング・誘拐など犯罪で入手したbitcoinを売って法定通貨に両替することも、簡単にはできなくなる。

第二は、仮想通貨の移転に関するサービスである。Bitcoinでは、あるBitcoin宛先にある残高が保存されたところで、その全部または一部を他の宛先に移転させるためのサービスが該当する。

Bitcoinは、本来は当該サービスを不要とする発想である。利用者同士が中間サービス提供者(銀行など)なく、直接に支払が可能であることが、基本設計である。

しかし、Bitcoinに詳しくない初心者は、必要なソフトウェアの使い方を分からない者もいる。そのような者のために、インターネット上で支払を実施するサービスを提供する業者もいる。例えば、blockchain.comは、そのサービス提供者の一つである。2019年2月現在、3200万件以上の利用者IDを管理して、1億件以上の支払を実施してきた。

筆者も以前はそのサービスを利用したことがあるが、サービスを利用するためには、身元確認が不要であった。本件勧告が実施される場合、身元確認が必要となる。

²⁴ Lenz, Carbon Budget as Global Currency, 2019年1月29日ブログ発言, k-lenz.de/kyc10 参照。

²⁵ FATF, International Standards on Combating Money Laundering and the Financing of Terrorism and Proliferation, The FATF Recommendations, Updated October 2018, k-lenz.de/kyc11, 125。

第三の部類として、仮想通貨の委託を受けるサービスが定義に含まれている。利用者としては、自分で Bitcoin の鍵を管理する場合、サービス提供者の破産、夜逃げなどのリスクを避けることができるが、自分がハッキング・強盗などの対策を十分に講じる必要が生じる。19 世紀に純金を根拠とする金銭制度の際、自分の金庫に純金を自分でもつより、銀行に預けることにより、強盗のリスクを避けると同様の利益関係である。

Bitcoin 委託サービスとしては、例えば xapo.com がある。当該サービス提供者を襲撃して Bitcoin 鍵の強盗を成功させるためには、三つの大陸に分散された山の下に埋まっている核兵器にも対抗できる金庫施設に対して同時に侵入することが必要となる²⁶ため、通常の個人よりは、充実した安全対策が完備されている。反面、客は単なる債権しか有しない状況になる。または、従来の銀行と同様に、預かっている bitcoin を第三者に借り出すことにより、実質的に bitcoin の総量が本来の 2100 万より増える効果も予測される。

最後の部類は、初期仮想通貨発表 (ICO, initial coin offering) の金融サービス提供者も対象とする。「ICO」という現象は、比較的に新しい。最近数年にできた。特に 2017 年・2018 年前半まで、多くの資金を集める手段として機能したが、金融商品としての規制が課題であった。

企業などに投資する手段として、従来は株の発行がある。投資家を募って、株という企業の持分を与える換りに、出資してもらう仕組みである。「ICO」の言い方は「IPO」を意識してできたものである。「ICO」とは initial public offering の意味で、株を最初に一般投資家に提供する、取引所で対象とする意味である。

ICO の場合、投資家は資金を提供する換りに、企業の持分を受けない。当該 ICO 発行者が新しく作った仮想通貨を受けることになる。株主の保護を目的とする会社法の規定も、投資家の保護を目的とする金融法の規定も、機能しないことになる可能性が生じる。そのため、最近アメリカの SEC (金融商品規制を担当とする行政庁) の規制強化を受けて、ICO による資金調達の総額を大幅に減少した。

ICO 関連のサービスを提供する場合でも、FATF の新定義では、客の身元確認の義務が生じることになる。

d) DNFBP

第 4 段落が説明しているように、加盟国は上記サービス提供者を金融機関として規制するか、それとも DNFBP として規制するかについて、選択できるようにしている。DNFBP とは、designated non-financial businesses and professions の略で、指定され

²⁶ xapo.com, Vault, k-lenz.de/kyc12 参照。

た非金融企業・職業の意味である。例えば、従来の資金洗浄規制では、賭博業者または弁護士なども、資金洗浄関連の義務を負うように指定されてきた。その限り、加盟国が柔軟に対応できる裁量幅が認められる。

e) 仮想資産の定義

第5段落は、今回の仮想資産の定義²⁷を説明している。主に以下の要素が含まれる。

第一、従来の金銭でないこと。「fiat」通貨という言い方しているが、その意味は、以下のように説明できる。19世紀に日本も含めて多くの国家が採用した「純金根拠」通貨でない、との意味である。1円が純金1.5グラムとして定義された時代、紙幣をいつでも元の純金に両替できる状況であった。純金を根拠としない通貨は、ラテン語で「成立命令」の意味を有する「fiat」で部類される。通貨の根拠が何らない。単に、政府の命令に基づいて価値を有する。

その点について説明すると、確かに、Bitcoin はどこの政府の命令も根拠としない。その価値は何によって成立しているのか。

純金と同様に、Bitcoin には希少価値がある。むしろ純金より、それがある。純金の場合、相場が上昇する時に、純金鉱山活動の拡大により、供給増加が可能である。Bitcoin の場合、相場が上昇しても、発行数は予め固定されているため、供給は絶対増えない仕組みである。

確かに、Bitcoin の価値は、純金を根拠とするものではない。しかし、その必要もない。そもそも、純金を大幅に超えて史上最も健全な通貨である。純金など二流の金銭の裏付けを受ける必要がない²⁸。

では、政府の命令でも、純金でも根拠としないが、積極的にみて何が Bitcoin の価値を支えているのか。

日本で日本語の価値を支えていると同様に、利用者が一番多い点である。仮に革命が発生して明日から政府の命令で全員モンゴル語を使用するように要請された状況を想定してみると、モンゴル語の利用者が少ないため、国民は当該命令を無視して従来通りに日本語を使うことになる。

日本国憲法の妥当根拠 (Geltungsgrund) ²⁹も、実は同様に考えるべきである。憲法、特に人権と平和主義を遵守する意思の国民が大多数である限り、憲法が日本で妥当し続け

²⁷ FATF, International Standards on Combating Money Laundering and the Financing of Terrorism and Proliferation, The FATF Recommendations, Updated October 2018, k-lenz.de/kyc11, 124。

²⁸ Lenz, Bitcoin is Direct Money, 2018年12月12日ブログ発言, k-lenz.de/kyc13 も参照。

²⁹ Wikipedia, Reine Rechtslehre, k-lenz.de/kyc32 参照。

る。宇宙人の侵略の結果、国民全員が洗脳され、日本国憲法ではなく、宇宙人の支配を正当化する意思を有する世界では、日本国憲法が妥当し続けない。仮に形式的に廃止されない場合でも、妥当し続けない。

従来通貨でない上に、デジタル表現であること、支払・投資に利用できることが定義に要請されている。この定義は広い。また、Bitcoin の最大の特徴を必要としない。この定義では、JR が電車代支払の目的で発行している Suica も対象となる。Suica カードに電磁的に表現されている情報が支払に利用できる。そのため、本件定義に当てはまることになる。

しかし、Bitcoin は分散型である点は、定義で特に要請されていない。分散型とは、管理主体がないため、JR・金融機関など第三者の協力を必要としない。利用者は直接に利用者同士で使うことが可能である。その点は、10 年前に基礎登記簿

(blockchain) が発動して以来、史上初めて可能となった（現金以外）。

そのため、本件定義は、仮想資産の性質を説明するためには、余り適切でないと思われる。

f) 消費者保護・投資家保護との関係

消費者保護・投資家保護も、重要な課題である。取引所については、2014 年の MtGox 破産を受けて、日本で規制が強化された³⁰結果、現在は、誰でも取引所を自由に運営できる状況は終了した。その分、取引所の利用者（消費者）が保護されることになる。2014 年当時でも、実は MtGox は大量の法定通貨を預かっていたため、銀行法上の免許が必要であった、と当時に主張した³¹。

また、ICO（初期仮想通貨発表）についても、多くの投資家保護課題が生じている。しかし、本件 FATF 決議は、これらの問題については発言しないことは、第 6 段落で説明している。

g) Bitcoin 禁止の可能性

第 7 段落は、特に注目に値する。

今回の決議では、世界規模で Bitcoin 潰しを勧告としない。しかし、FATF の一部の加盟国は、当該加盟国の独自の判断として、Bitcoin 禁止政策を採択しても構わない、と説明している。

³⁰ 2016 年 6 月 3 日法律 62 号、k-lenz.de/k797。

³¹ Lenz, Japanese Bitcoin Law, 2014, k-lenz.de/aml06 参照。

しかし、Bitcoin は世界通貨である点は、重大な特徴である。史上最初に、世界のどこでも同様に使用できる通貨は、数学の力で生まれたが、ユーロのような欧州地域で使用できる共通通貨を大幅に超えている。

そのため、Bitcoin を禁止したい場合、世界規模で禁止政策を同時に実施しない限り、当該禁止の実効性を期待できない。単に、独自の判断で禁止政策を実施する国家の I T 技術水準・国際競争力が大幅に減ることになる。金融サービスの革命的な効率増加が期待されているため、I T と同時に金融も三流になる。

「資金洗浄対策のために必要」と判断して実際に Bitcoin 潰しに動く国家は、関連サービス提供（取引所、支払処理、資産委託）を禁止し、基礎登記部(blockchain)運営への協力（新規 bitcoin 発行、mining）も禁止し、個人が bitcoin を所持し、支払手段にし、支払を受ける行為など、全て禁止する場合、当該国家である程度、実効性を有することになる。しかし、他国で当該サービスを簡単に受けることができる場合、実効性に限界がある。

また、1933 年 4 月 5 日のアメリカ大統領命令により、国民の純金所持が禁止され、全国民は、（低い）単価で純金を売らなければならない政策が実施された³²。現代の大統領がこの先例に見習って、国民の bitcoin 所持を禁止する可能性がある。但し、純金よりは bitcoin を収用の対象とすることが困難の側面がある。処分に必要な bitcoin 秘密鍵は単なる情報である。国家を含む第三者は、当該情報を知らない。当該情報の所持を隠すことは、純金を隠すよりは簡単である。

本件発表は、個別判断に基づく一部の加盟国での Bitcoin 禁止政策を認めている点は、支持すべきでない。しかし、とにかく世界規模での禁止政策を勧告しない決定である。そのため、今回は、Bitcoin が生き延びることになった。但し、第 8 段落・第 9 段落で述べている通り、F A T F は今後ともこの問題を継続的に検討し、次の決議がより厳しい内容になる可能性もある。

I V．E U 資金洗浄指令の改正

1．指令改正の内容

2018 年指令改正³³も、上記 F A T F 決議と同様に、一定の規制強化を整備しているが、今のところ、Bitcoin 潰しを目標としない。但し、継続審議の対象となる問題もある。

³² Sebastian Edwards, American Default, 2018 参照。

³³ 2018 年 5 月 30 日の指令 2018/843, Directive (EU) 2018/843 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 amending Directive (EU) 2015/849 on the prevention of the use of the financial system for the purposes of money laundering or terrorist financing, and amending Directives 2009/138/EC and 2013/36/EU (Text with EEA relevance), k-lenz.de/k1251。

a) 新たに資金洗浄義務を負うサービス提供者

上記 FATF 決議と同様に、客の身元確認などの関連義務を負う主体の範囲が、仮想通貨関連の一定のサービス提供者に拡大された。但し、その拡大範囲は、上記 FATF と同じものではない。部分的のみ重なる。

指令の改正では、以下のサービス提供者が新たに義務を負う主体となる。指令 2 条の定義を改正した。新たに (g) と (h) の項目を追加した。

(g) は、仮想通貨と法定通貨の取引を対象とする取引所を義務主体として指定している。FATF 勧告では、仮想通貨同士の取引を対象とする取引所も対象となるため、FATF 勧告の範囲は、指令の定義より広いことになる。

(h) は、「鍵委託型財布」(custodian wallet providers) を対象にしている。その点についても、FATF 勧告の範囲が広いことになる。先に紹介した業者を例にして説明すると、blockchain.com は「鍵委託」(custodian)の要素を欠けているため、指令の範囲外となる。客は鍵を常に自分で管理し、blockchain.com には、その情報が回らない仕組みである。単に、インターネット上で bitcoin 支払が簡単にできるソフトウェアを提供しているに過ぎない。逆に xapo.com では、客が鍵情報を委託する。サービス提供者は、鍵の安全保有をサービスとして提供する。指令の (h) は、この場合を指す。

b) 仮想通貨の定義

更に、改正指令も、FATF 勧告と同様に、3 条 (18) で仮想通貨の定義を整備した。当該定義の要素は、法定通貨でないこと、支払手段として利用されていること、更に電子方法で保有し・保存し・移転することが可能であることである。

c) 宛先保有者情報入手

また、今回は指令理由 9 項で、以下のように述べた (和訳は筆者による)。

「仮想通貨の匿名性は、犯罪目的のための悪用を可能としている。法定通貨と仮想通貨の取引所および鍵委託型財布提供者を義務主体に含むことだけでは、仮想通貨の匿名性の問題を完全に解決する政策にはならない。利用者が当該サービス提供者の協力を得ることなく取引できるので、仮想通貨の世界の大きな部分は匿名性を維持することが予測される。当該匿名性から生じるリスクに対応するために、国内金融情報担当者 (Financial Intelligence Units, FIU) は、ある仮想通貨の宛先とその所有者の関連付けを確認するために必要な情報を入手できるように配慮すべきである。更に、利用者が一定の担当行政庁に任意に自己申告する可能性について、今後、継続審議をすべきである。」

d) 電子金銭 (electronic money) との関係

指令の理由 10 項は、以下の点を確認している。すなわち、仮想通貨は 2009 年の指令 2009/110³⁴における電子金銭に該当しない点を確認した。

2. 検討

a) 義務主体の範囲

FATF 勧告よりは、本件指令の規制強化の範囲が狭い。FATF の考え方と EU 指令の考え方を比較して、EU の範囲指定を支持すべきである。

Bitcoin の発動から 10 年しか歴史がない。仮想通貨は、将来どのように機能するか、どのように発展するか、未だ分からない点が多い。そのため、現時点で規制強化についても、慎重に考えるべきである。仮想通貨は現に、資金洗浄の手段として問題が少ない。この時点で、極めて広範囲の規制を見送りにして、規制強化の必要が生じたときに、検討すべきである。

b) 仮想通貨の定義

EU 指令の定義と FATF 決議の定義は、重なるところが多い。逆に、Bitcoin からみた場合、上記の FATF 定義検討のところすでに説明したが、適切とは言えない。この定義では、例えば J R の Suica のような中間管理主体が存在する支払手段も、定義の要件を満たすことになる。Bitcoin の最大の特徴である中間管理者がいない点、「仕事の証明」(proof of work) により、二重支払の問題が解決された点、当該解決により、変更が効かない共通認識に基づくデータベースが史上はじめて可能となった点などは、反映されない。

c) Bitcoin 宛先の所持者特定情報

理由 9 項で「継続審議」とされた点について、立法途中で、以下の意見が出た。EU 議会法務委員会の 2017 年 1 月 18 日意見³⁵では、仮想通貨の定義に「仮想通貨は、匿名であってはならない」という文言を追加することを提案した。この意見は、最終的に採用

³⁴ Directive 2009/110/EC of the European Parliament and of the Council of 16 September 2009 on the taking up, pursuit and prudential supervision of the business of electronic money institutions amending Directives 2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 2000/46/EC, k-lenz.de/kyc14.

³⁵ Opinion of the Committee on Legal Affairs (18.1.2017) for the Committee on Economic and Monetary Affairs and the Committee on Civil Liberties, Justice and Home Affairs on the proposal for directive of the European Parliament and of the Council amending Directive (EU) 2015/849 on the prevention of the use of the financial system for the purposes of money laundering or terrorist financing and amending Directive 2009/101/EC, k-lenz.de/kyc15.

されなかったが、法務委員会が仮想通貨の匿名性を排除したい意思が明白になった。

もし、当該定義に当該提案通り、その要素を追加した場合、どのようになるか。文字通りに読む場合、匿名仮想通貨は、仮想通貨の定義から外れることになる。その分、本件指令が整備した規制強化が空転することになる。しかも、匿名であるためにリスクが特に大きい仮想通貨について、空転することになる。提案の目的と逆の方向の効果になる。

しかし、法務委員会はむしろ、「匿名仮想通貨は禁止すべき」と主張する目的で提案したと思われる。ならば、当該定義にこのように書いたからと言って、実際に新たに罰則などを整備して匿名仮想通貨の禁止制度を導入しない限り、当該指定も、実際の規制効果が生じないことになる。また「匿名を禁止」という発想自体は、否定すべきである。匿名性が必要である場面は、いくらでもある。「犯罪者による悪用の可能性」だけを理由に、全面的に排除してはならない。

実際に理由 9 項で指令の一部になった点は、どのように判断すべきか。

「任意的な申告」については、特に否定する必要がない。現状でも、ある Bitcoin 宛先の所持者は、自分が所持者である点を公表したい場合には、そのことができるようになっている。場合によって、当該宛先の最初の文字に、自分の名前を取り入れることも、ある程度は可能である（文字数が多くなると、当該宛先を探すには大量の計算が必要となる（vanity address））。

すなわち、本当に任意であるならば、否定する理由はない。

宛先所持者にしては、当該自己申告は、なぜ行うか。その合理的な動機はありうるのか。例えば、以下のような動機は想定できる。

Bitcoin 関係者の一人である Hal Finney 氏は、2009 年 1 月（Bitcoin 発動直後）に、1bitcoin が将来に 1000 万ドルまで相場が増加する推定を公表した³⁶。なお、Hal Finney 氏は、Bitcoin の匿名創設者 Satoshi Nakamoto である推測が有力とされている³⁷。

ならば、1bitcoin が多くの不動産より価値を有することになる。不動産の所有については、土地登記簿で記録を残すことは、所有者の利益にもなる。所有権譲渡、抵当権などのために、有意義となる。

同様に、将来は、任意的に bitcoin 宛先 X にある残高について、個人 A を所有者として登録する制度を想定すると、匿名性を犠牲にして、法的安定性を得ることになる。第三者から鍵情報が盗まれても、本人の権利が維持される制度の構築の可能性もでる。

逆に、所有者に対する申告義務を負わせることは、全く論外とも言えない。現状でも、租税法上に、多くの申告義務が整備されている。所得の確定申告、海外財産に関する申告

³⁶ Hal Finney, 2009 年 1 月 11 日メール発言, k-lenz.de/kyc16。

³⁷ Wikipedia, Satoshi Nakamoto, k-lenz.de/sing09 参照。

義務などは、その例である。

そのために、Bitcoin の全面的禁止を提案するよりは、最低限でも、自由の制限効果がより少ない手段 (less restrictive alternative, LRA) として、申告済みの bitcoin については禁止しない政策を検討しなければならない³⁸。

V. 立法論

結論を先に述べる。FATF の 2018 年 10 月の考えに賛成すべきである。資金洗浄を理由に、急に Bitcoin に大幅な制限を加える必要が現時点にはないが、継続検討が必要である。その限り、筆者の考えは、前回の検討³⁹と同様である。

1. 資金洗浄規制の歴史

資金洗浄制度の歴史は、長くない。1970 のアメリカの立法で初めて、金融機関に対し身元確認の義務を負わせた⁴⁰。当該立法に対して、アメリカ最高裁まで戦う違憲審査訴訟が提起されたが、当時の裁判官の 5 対 4 の多数は、合憲と判断した⁴¹。後一人、自由を重視する裁判官が当時のアメリカ最高裁にいった場合、資金洗浄制度それ自体が生まれない場面であった。すなわち、国民の監視が当然という感覚は間違いであり、当時でもギリギリ合憲とされた制度である。

その後、1988 年の Wien 麻薬対抗条約の 3 条が国際的にも麻薬犯罪を目的に資金洗浄制度を整備することを要請した⁴²。EU は 1991 年に最初の資金洗浄指令を制定して理由の一つは、当該条約が要請した国内法を整備する点にあった⁴³。

日本でも、当時、最初の資金洗浄規制が整備された⁴⁴。

2. 資金洗浄規制の基礎構造

これらの規制の基本的な構造は、「金融機関」などを前提としている。銀行で口座を開く際に、身元を確認することが要求される (know your customer, KYC, 顧客を知る)。上記 FATF 勧告によると、当該身元確認義務の主体が拡大された。

³⁸ Lenz, Black bitcoins and White bitcoins, 2013 年 6 月 9 日ブログ発言, k-lenz.de/kyc17

³⁹ Lenz, Bitcoin と資金洗浄 — EU の 2015 年資金洗浄立法および FATF の 2015 年報告 (Guidance) を中心に, 青山法務研究論集 11 号 (2016 年) 1-22。

⁴⁰ Wikipedia, Bank Secrecy Act, k-lenz.de/kyc20 参照。

⁴¹ Wikipedia, California Bankers Assn. v. Shultz, k-lenz.de/kyc21 参照。

⁴² United Nations Convention against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances, k-lenz.de/kyc22。

⁴³ Council Directive 91/308/EEC of June 10 1991 on prevention of the use of the financial system for the purpose of money laundering, k-lenz.de/kyc23。

⁴⁴ 国際的な協力の元に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律, 平成 3 年法律 94, 第 6 条, k-lenz.de/kyc24。

Bitcoin は設計上、第三者の介入を必要としない。インターネットそれ自体と同様に、P 2 P (peer to peer) 構造である。従来の世界、A が B に 10 万円を支払うために、A が C 銀行と契約を締結して、B が D 銀行と契約を締結して、A の銀行口座から B の銀行口座に振り込みを行う構造である。Bitcoin の場合、A も B も誰の仲介を必要とすることなく、自力で支払ができることになっている。

Bitcoin で銀行口座に一番近いものは、Bitcoin 宛先である。未消費取引結果 (unspent transaction output, UTXO) の連携は、Bitcoin 基礎登記簿 (Blockchain) の内容である。公開される二つの情報からなる。宛先と残高。

Bitcoin の発表以前には、同じく「仕事の証明」(proof of work) を基礎とした通貨として Hal Finney 氏が開発した RPOW という技術⁴⁵が提案されたが、Bitcoin と異なり、管理主体を置く構造であった。Bitcoin では、Satoshi Nakamoto と称する開発者が存在したが、Satoshi Nakamoto 氏を責任者とする管理主体が存在しない。RPOW では、Hal Finney 氏を責任者とする管理主体を置く構造であった。

Bitcoin には中心管理主体が存在しない。全ての情報が公開されることになる。そのため、個人情報保護のために、宛先と個人の連携の記録を残すことが、制度設計上にできない。

銀行の窓口で口座を開くために身元確認が必要であるが、Bitcoin 宛先を所有するためには、当該宛先 (公開鍵) の秘密鍵を所有することだけが必要である。紙幣を所有するために身元確認が不要であると同様である。身元を確認する第三者が最初からない制度設計である。

そのため、従来の資金洗浄政策は当然と考えた場合、Bitcoin の存在自体は当該政策の実効性を減らすため、Bitcoin を否定する理由になる可能性がある。私が逆に考えているため、当該疑問に反論することが課題となる。

確かに、全ての国民の金銭的やり取りを完璧に監視する制度を理想とする場合、Bitcoin は邪魔となる。Bitcoin のみではない。現金も、完璧監視を理想とする場合に、廃止しなければならない。全ての支払を情報化し、全ての支払を記録し、当該記録を無期限に保存し、警察がいつでも令状を必要としないで利用できる体制を作ること理想とする立場も可能である。

3. 完璧監視否定の憲法上の理由

しかし、当該立場は基本的人権保障と両立しない、無限監視体制の立場である。1974

⁴⁵ Satoshi Nakamoto Institute, Reusable Proof of Work, k-lenz.de/kyc25 参照。

年に自由と人権保障がアメリカ最高裁で敗訴した⁴⁶からと言って、これから万国で全ての国民の完璧監視が理想として不動の地位を達成したことにはならない。大いに人権・自由の重要性を強調することも可能である。

45年前の1974年当時と異なり、現在は情報化社会になった。その分、個人情報保護の利益は、大幅に重要性を増した。全国民を常に完璧に監視する思想は、強く否定しなければならない。

犯罪捜査の利益は重要である。しかし、ある程度のバランスが必要である。全ての国民を完璧に監視することは、捜査利益のみで正当化できない。

E U法から見た場合、2014年にE U裁判所が通信履歴保存指令⁴⁷を人権侵害のために無効と宣言した判例⁴⁸を、この際に配慮する必要がある。

当該判例は、捜査利益のために通信履歴を保存することが有意義と認めた。しかし、比例原則違反のために、当該指令を無効とした。当該目的（犯罪捜査）と手段（全国民の常時監視）の間の関係が相当でない、との判断である。行き過ぎた規制として、E Uの人権基準と両立しない。

通信履歴保存は、通信設備の匿名性を制限している。資金洗浄規制は、金銭使用の匿名性を制限している。捜査のために役立つとしても、それだけで認めることができないことになる。地球全国民を常に完璧監視することを目標とすることができない。捜査の利益と人権保障の利益、個人情報保護の利益の間の適切な関係を維持しない限り、比例原則違反になる。

日本国憲法も、明白に人権廃止を否定している。日本国憲法に新たに第104条として「テロに対する戦いが終了するまでは、第三章の規定、それを適用しない」を導入したと同じ感覚で、「テロに対する戦い最優先、人権は、気が向いたら多少、守る場合もある」のようになっては困る。日本国憲法は、明白の文言で逆の基本姿勢を要請している。以下、関連条文を引用してみる。

「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現代及び将来の国民に与えられる」とされている（11条）。犯罪対策・捜査の利益優先を理由に、「永久」の保障を否定することが許されない。人権は「国民の不断的努力によって、これを保持しなければならない」とされている（12条）。「現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」とされている（97条）。

⁴⁶ Wikipedia, California Bankers Assn. v. Shultz, k-lenz.de/kyc21。

⁴⁷ Directive 2006/24/EC of the European Parliament and of the Council of 15 March 2006 on the retention of data generated or processed in connection with the provision of publicly available electronic communications services or of public communications networks and amending Directive 2002/58/EC, k-lenz.de/k959（Lenzによる日本語翻訳）。

⁴⁸ E U裁判所 2014年4月8日判決, k-lenz.de/k446。

これらの条文の文言には、Bitcoin それ自体が出てこない。憲法制定時に、Bitcoin が存在しなかったことも、その要因の一つである。しかし、これらの条文の精神は、独裁否定・人権永久保障である。自由の拡大を目的とする技術は、人権の永久保障に貢献できる。また、国民は、人権の維持のために努力しなければならない前提で考えた場合、国民の完全監視は、目標とすべきでない。

最初は銀行の協力義務で出発した資金洗浄規制が拡大一方で変更され、いつの間にか地球の全ての国民に対する完璧監視体制が制定されては、困る。捜査の利益はある程度保障する必要があるが、当該利益は絶対ではない。人権の永久保障の利益は絶対である。

4. 実践暗号自由主義

Bitcoin の発案者 Satoshi Nakamoto の身元は明白でない。しかし、Cypherpunk (実践暗号自由主義者) の思想で動いたことは、確実に言える。当該思想は、技術を利用して、個人の自由を保持することを目的としている。

Bitcoin 以前には、PGP (pretty good privacy)⁴⁹ができた。一般国民に国家と同様に誰も破ることが不可能である暗号の利用を可能としたソフトウェアであり、アメリカ政府の抑圧の対象となったものである。PGP は情報の自由なやり取りを目的に、自由を増やすために作成されたが、Bitcoin は Cypherpunk 同士の長年の夢であった金銭のやり取りの自由を増やす目的で設計された。

一部の関係者は、既に自由の勝利だと、勘違いしている⁵⁰。Bitcoin に対する抑圧は、もはや不可能と勘違いしている。技術を頼りに、規制を無視できる、との考えである。

しかし、技術だけでは勝利が不可能である。PGP で言えば、利用者がいないのであれば、意味がない。Bitcoin で言えば、世界に幅広く普及しない限り、自由の増加効果が少ない。未だ Bitcoin 利用者が 4000 万人程度に過ぎない。現在、40 億人程度が独裁国家で生きている、と推定されている⁵¹が、これらの者に普及しない間には、自由促進の効果が限定されている。

その大勢のなか、人権を尊重する日本・EU 諸国の責任が重大である。「麻薬販売業者の逮捕実績が増える」程度の利益で、この歴史的なチャンスを潰してはならない。

5. 完璧監視の否定と AI との死闘

地球上の全員の金銭やり取りを完璧に監視すべきでない。少しでも人権を尊重する感覚

⁴⁹ Wikipedia, Pretty Good Privacy, k-lenz.de/kyc27.

⁵⁰ 詳しくは Lenz, Japanese Bitcoin Law, 2014, k-lenz.de/aml06, 8-21 参照。

⁵¹ Alex Gladstein, Why Bitcoin Matters for Freedom, Time, 2018 年 12 月 28 日, k-lenz.de/k1711.

を有する者であるならば、独裁否定・完璧監視否定は、当然である。

逆に、完璧監視を支持する論者は、当該監視が悪意のない捜査機関の権限であり、犯罪対策として必要である、と考えている。悪意のある独裁国家の秘密警察などには、完璧監視の能力を持たせるべきでない、と認めるはずである。

すなわち、今の日本の警察なら、当該権限を有することで、ナチ時代のドイツ独裁体制のように人種差別目的の大量殺戮、その他の強烈な人権侵害のおそれがない、との前提で考えた場合、当該完璧監視の悪用の心配がないから、認める。

当該前提は、今日現在でも、世界の多くの国家で成立しない。残念なことに、独裁体制・急激インフレのために、Bitcoin が不可欠な技術となっている状態で生活している人間は、40 億人以上と推定されている⁵²。今後、地球温暖化により、移民・戦争・独裁体制・国家崩壊の状況が増えることを背景に、技術的な自由保護手段をなお重要性を増すことを予測している。

また、日本でも、Bitcoin が絶対不可欠となる状況が発生する可能性もある。人類がこれから何百年・何千年・何万年の歴史を経験するなかに、何時か、独裁国家になる可能性もある。日本は幸いにして現在はそうでないが、今後何万年の間に、独裁体制になる可能性も当然にある。人権の永久保障を実現する課題は、何万年単位で考えた場合には、簡単では達成できない。

特に、比較的近い将来に、「技術的特異点」(singularity) の発生が予測される。A I が全ての課題について、最高の人間の知能の水準を圧倒的に超える現象として理解している⁵³。

A I の知能が爆発した後に、当該A I が暴走して、人類の存続をかけての当該A I との死闘になるリスクもある。そうなった場合、「完璧監視の可能性」がない世界、Bitcoin を使用して当該A I も把握できない支払が可能となることは、当該死闘の勝敗に直接影響する可能性もある。

すなわち、最低限でも技術的特異点が発生するまでは、Bitcoin のような自由を保障する技術を潰さない慎重な構えが必要である。

「麻薬関連の捜査の効率が増加し、関連犯罪の牽強率が 20%増加した」という利益を実現した後に、「A I が暴走した時に Bitcoin という対抗手段を使用できなかったため、人類全滅になった」場合、Bitcoin 潰し政策は、後悔することになる。但し、後悔する者も存在しない世界となるが。

⁵² Alex Gladstein, Why Bitcoin Matters for Freedom, Time, 2018 年 12 月 28 日, k-lenz.de/k1711。

⁵³ Lenz, 「ドイツ法・EU法からみた技術的特異点 (Singularity)」, 青山法務研究論集第 16 号 (2018 年), 1-21 参照。

6. 地球温暖化対策

Bitcoin と地球温暖化の関係について、Bitcoin の消費電力が多いため、Bitcoin 潰しが地球温暖化対策になる、と考えている者もいる。最近の例として、2019 年 2 月に発表された本がある⁵⁴。当該議論に対する反論がすでに十分に展開されているが⁵⁵、本稿でも、論じてみる必要がある。

確かに、Bitcoin の基礎登記簿 blockchain を運用するために、大量の電力が使用されている。二重支払の排除、登記簿の不変性を確保するために、当該電力使用が、手段として必要である。大量の電力を消費しているため、安全である。その限り、大量の電力消費は、Bitcoin の健全性を裏付けている良いことである。

しかし、「地球温暖化対策のために省エネが必要」と言う立場から考えて、大量の電力使用は避けるべき、そのために、Bitcoin 潰しはしかるべき、との考えも一見して説得力がある。

但し、「Bitcoin のエネルギー使用が無駄」という立場は、より効率の良い方法で同じ便益を確保することが可能であることを前提とする。ガソリン車を止めて自転車に対応することは、省エネにならない。同様に、Bitcoin を止めて劣等している従来金融制度で対応することは、省エネにならない。Bitcoin と同様のことができる方法は、「仕事の証明」(proof of work)以外にはない。従来の金融制度は、Bitcoin と同様の便益を人類に提供できない。

また、実際は、逆である。

Bitcoin の当該電力消費により、史上初めて、実質的に世界規模の統一電力市場が部分的に成立した。電線がない場合でも、どこかの砂漠で発電して、Bitcoin 運営により収益を得ることができる。そのために、Asia Super Grid 構造⁵⁶のように、モンゴルのゴビ砂漠で大量に再生可能エネルギー発電しておいて、日本までの電線を後で整備することが可能となった。その分、当該長期計画が大幅に促進される効果が生じる。

長期的にみて、地球温暖化対策がなければ、海面は 66 メートル程度上昇することになる⁵⁷。東京のような都市は、全滅となる。

「麻薬関連の捜査の効率が増加し、関連犯罪の牽強率が 20%増加した」という利益を

⁵⁴ David Wallace-Wells, The Uninhabitable Earth, 2019.

⁵⁵ Christopher Bendiksen, Beware of Lazy Research> Let's Talk Electricity Waste & How Bitcoin Mining Can Power A Renewable Energy Renaissance, 2018 年 12 月 6 日ブログ発言, k-lenz.de/kyc28.

⁵⁶ Takashi Sugimoto, Asia Super Grid: SoftBank's latest dream stretches over 6 countries, 2017 年 10 月 6 日 Nikkei 記事, k-lenz.de/kyc29 参照。

⁵⁷ National Snow & Ice Data Center, Quick Facts on Ice Sheets, 2019 年 2 月現在, k-lenz.de/kyc30.

実現した後に、「66メートル海面上昇による東京全滅」になった場合、Bitcoin 潰しを後悔することになる。この場合、後悔できる生存者がいるが。

Bitcoin 運営活動によって、地球規模の共通電力市場が可能となり、大規模の再生可能エネルギー計画の促進に貢献できることは、既に、Bitcoin が存続する限り、不可避な効果である。

さらに、Bitcoin をモデルに、または根拠に、地球温暖化対策のために必要である地球規模の排出枠管理制度を整備することも、可能性として意識している⁵⁸。

7. 現金厳禁は否定すべき

数千年の文明の歴史には、現金の使用が当然に可能であった。現金は、支払う者Aと支払を受ける者Bの関係のみで機能する。第三者Cが関わらない。現金を使用する場合、第三者の監視がない。第三者の許可が必要でない。第三者による支払の阻止はできない。現金のこれらの特徴は、人権保障のために重要・不可欠である。現金厳禁⁵⁹の主張は、人権と両立しない。

インターネットの歴史は、数十年しかない。10年前のBitcoin 発動まで、インターネット上に現金と同様に、AがBに直接金銭を第三者介入なく渡すことが不可能であった。Bitcoin の歴史的発明によって、初めて可能となった。

情報化社会に移転することにより、全ての支払を完璧監視する社会が成立する危険がある。現に、中国は国民の支払を完璧監視する社会を目指している⁶⁰。人権と自由を保障する構造とは、両立しない。

現在は、現金を廃止して、全ての支払を電子化する動きが、多くの国で確認できる。現金がない社会で、Bitcoin も禁止された場合、国民の自由と個人情報保護が激減することになる。当該方針には、強く反対する必要がある。

資金洗浄からみた場合、「現金は資金洗浄に悪用できる」ことは、「現金を禁止すべき」立場の十分な理由にならない。自由を保障する現金の機能には、当該悪用の可能性は当然に伴う。しかし、現金でもBitcoin でも、圧倒的の大多数の利用は、合法的である。

インターネットそれ自体も、当然ながら犯罪者により悪用される場合がある。しかし、そのためにインターネットそれ自体を潰すべきでない。圧倒的に合法的な利用が多いためである。

⁵⁸ Lenz, Carbon Budget as Global Currency, 2019年1月29日ブログ発言, k-lenz.de/kyc10 参照。

⁵⁹ Lenz, Bitcoin 規制の10年後, 青山法務研究論集第9号(2014年), 31-50も参照。

⁶⁰ Jerry Brito, The Case for Electronic Cash: Why Private Peer-to-Peer Payments are Essential to an Open Society, Coin Center Report, Feb. 2019, k-lenz.de/kyc31。